

(目的)

第1条 この規程は、「個人情報の保護に関する法律」その他の関係法令に基づき、学校法人新潟工科大学（以下「本学」という。）の保有する個人情報について、適切な取得、管理、利用について必要な事項を定め、個人情報を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、次に掲げる者に関する情報であつて、特定の個人を識別可能な文書、図面、写真、フィルム、磁気テープ・ディスク等の各種媒体に記録されたもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

- (1) 学生（本学の大学院学生、学部学生のほか、留学生、研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講（派遣）学生、公開講座受講者など、本学で教育及び研究指導を受ける全ての者）で、教育を受けている者及び教育を受けた者、並びに教育を受けようとする者及び受けようとした者（以下「学生等」という。）
- (2) 教職員（本学の業務に従事する全ての者及びその父母、家族、親族等、嘱託、非常勤講師、臨時職員等を含む。）である者及びあつた者、並びに本学の教職員になろうとする者及びなろうとした者（以下「教職員等」という。）
- (3) 学生等の保証人、父母、家族、親族等（以下「保証人等」という。）
- (4) その他、本学に関係のある個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの

2 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

3 この規程において「保有個人データ」とは、大学が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして法令で定めるもの、又は6か月以内に消去することとなるものは除く。

4 この規程において「本人」とは、個人情報から識別される特定の個人をいう。

(責務)

第3条 本学は、個人情報の取得、管理又は利用に当たり、個人の基本的人権を尊重し、次の各号により個人情報の保護を図らなければならない。

- (1) 個人情報を保護するために必要かつ適切な組織及び体制の整備
- (2) 教職員等に対する規程遵守の徹底及び教育研修の実施
- (3) その他個人情報の保護に当たり必要な措置

2 教職員等は、職務等で知り得た個人情報を目的以外に流用し、又は第三者に漏洩しては

ならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報保護責任者)

第4条 本学は、個人情報保護に関する責任と権限を有する者として個人情報保護責任者(以下「保護責任者」という。)を置き、常務理事をもってこれに充てる。

2 保護責任者はこの規程に定められた責務の遂行を行う。

(個人情報管理者)

第5条 本学は、個人情報の管理を行う者として、個人情報管理者(以下「管理者」という。)を置き、専攻長、工学科長及び課(室)長をもってこれに充てる。

2 管理者は、所属する教職員が個人情報を取得し、利用又は管理するにあたって、適正に取り扱うよう指導監督しなければならない。

3 管理者は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会の助言、指導又は勧告があったときは、速やかに是正その他必要な措置を講じなければならない。

(個人情報保護委員会)

第6条 本学における個人情報の保護に関する重要事項を審議するため、個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の規程は、別に定める。

(取得の制限)

第7条 個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令の規定に基づくとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体の安全又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) その他、委員会が業務遂行上、正当な理由があると認めたとき。

2 思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を取得してはならない。

3 個人情報を取得するときは、あらかじめ本人にその利用目的を明示し、その目的を達成するために必要な範囲内で、かつ、公正な手段によって取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要なとき。

(2) 利用目的を本人に通知又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に通知又は公表することにより本学の権利又は正当な利益を害するおそれがあるとき。

(4) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) その他、委員会が業務遂行上、正当な理由があると認めたとき。

#### (利用目的の特定)

第8条 個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 利用目的を変更する場合には、従前の利用目的との間に合理的な関連性を有するものと認められる範囲を超えて行ってはならない。

3 具体的な利用目的は別に定める。

#### (利用の制限)

第9条 あらかじめ本人の同意を得ないで利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その限りではない。

(1) 法令の規定に基づくとき。

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき。

(3) 公衆衛生の向上又は学生等の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき。

(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) その他、委員会が業務遂行上、正当な理由があると認めたとき。

2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

3 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

#### (第三者提供)

第10条 個人データを第三者へ提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。ただし、第9条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、その限りではない。

2 前項において個人データを第三者へ提供した場合は、管理状況等を明確にしておかなければならない。

#### (学外への委託)

第11条 個人データを取り扱う業務の一部又は全部について学外へ委託する場合は、委託される者が個人情報の保護に関して遵守すべき事項について、当該委託契約に明記しな

なければならない。

(適正管理)

第12条 保護責任者及び管理者は、個人情報の安全保護及び正確性の維持のため、次の各号に掲げる事項について、適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、毀損、破壊その他の事故の防止
- (2) 改ざん及び漏洩の防止
- (3) 個人情報の正確性及び最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報の速やかな廃棄又は消去

2 個人情報の紛失、漏洩等の事故が発生した場合は、委員会を中心として速やかに事実関係の調査を行い、必要な措置を講じなければならない。

(開示)

第13条 本学は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求された場合は、本人に対し遅滞なく当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の重要な権利・利益を害するおそれがあるとき。
- (2) 本学の業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) 他の法令に違反するとき。

2 個人情報の全部又は一部を開示しない決定をしたときは、本人に対し遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(訂正等)

第14条 本学は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由により、当該個人情報の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を請求された場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの訂正等を行わなければならない。

2 個人情報の全部又は一部の訂正等をしたとき又は訂正等を行わない決定をしたときは、本人に対し遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(利用・提供の停止等)

第15条 本学は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、次の各号のいずれかに該当することの理由により、当該個人情報の利用及び提供の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を請求された場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。

- (1) 当該個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱われているとき。
- (2) 当該個人情報が不適切な方法により取得された場合又は利用目的の達成に必要な事項が含まれているとき。
- (3) 不当な第三者への委託又は提供が行われているとき。

- 2 当該個人情報の利用停止等を行ったとき又は利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(不服の申立て)

第16条 第13条、第14条及び第15条に規定する請求に基づいて本学が行った措置に不服がある者は、委員会に対し不服の申立てを行うことができる。

- 2 委員会は、前項の規定による不服の申立てを受けた場合は、速やかに審議し、その結果を本人に通知する。

- 3 委員会は、必要があると認めるときには、本人、関係部署の教職員その他関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務)

第17条 この規程に係る事務は、総務課及び学務課に置いて処理する。

(規程の改正)

第18条 この規程の改正は、常務会の議を経て、理事会が行うものとする。

(雑則)

第19条 この規程の運用及び個人情報保護に係る業務を円滑に行うために必要な事項は、委員会の議を経て、別に定める。

附 則 (平成17年12月13日制定)

この規程は、平成17年12月13日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年2月22日一部改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月24日一部改正)

この規程は、令和元年9月24日から施行する。

附 則 (令和6年11月26日一部改正)

この規程は、令和6年11月26日から施行する。